

退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、就業規則（以下「規則」という。）第48条の規定により、職員が退職（死亡による退職を含む。以下同じ。）又は解雇された場合における退職手当の支給について定めることを目的とし、規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、規則第2条の規定により規則が適用される職員（ただし、嘱託職員を除く。以下「職員」という。）に適用する。

(適用除外)

第3条 この規程は、国、地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等及び民間企業から本機構に出向の職員については適用しない。

(退職手当の区分等)

第4条 退職手当は、退職金及び弔慰金とする。

2 退職金は、職員が退職し、又は解雇（就業規則第60条第四号に規定する懲戒解雇を除く。）された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

3 弔慰金は、職員が死亡した場合に、退職金とあわせてその遺族に支給する。

(退職金の額)

第5条 退職金の額は、職員が退職し、又は解雇された日におけるその者の本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に掲げる期間に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 10年までの期間については、1年につき100分の100
- 二 10年をこえ20年までの期間については、1年につき100分の110
- 三 20年をこえる期間については、1年につき100分の120

2 職員が自己の都合により退職した場合（傷病、婚姻又は出産により退職した場合を除く。）における退職金の額は、その者が次の各号に掲げるに該当するときは、前項の規

定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間が5年までの者 100分の60
- 二 勤続期間が5年をこえ10年までの者 100分の75

(退職金の加算)

第6条 職員が次の各号の一に該当するときは、前条第1項の規定による退職金の額に、理事長が定める相当の額を加算することができる。

- 一 業務上の傷病等により退職したとき
- 二 規則第42条第四号に該当することにより解雇されたとき
- 三 業務上特に功労があるとき
- 四 その他理事長が特別の理由により必要があると認めるとき

(退職金の減額)

第7条 職員が規則第42条第一号に該当することにより解雇された場合には、第5条第1項の規定による退職金の額から、当該額に100分の50をこえない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額を減額することができる。

(勤続期間の計算)

第8条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間によるものとし、その在職期間の計算は、その者が職員となった日の属する月から、退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。

- 2 前項の規定による在職期間のうち、規則第38条第1項の規定による休職（業務上の傷病等による休職を除く。）又は規則第60条の規定による停職により現実に職務につくことができない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）があった場合においては、その月数の2分の1に相当する月数（1月末満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前項の規定により計算した在職期間から控除する。
- 3 前項の規定により計算した在職期間に1年末満の端数がある場合においては、その端数については月割計算による。

(予告をしない解雇の場合の退職金等)

第9条 労働基準法第20条の規定に基づき、規則第43条の規定により支払うべき解雇

予告手当は、退職金の額に含まれるものとする。ただし、退職金の額がその支払うべき解雇予告手当の額に満たないときは、その支払うべき解雇予告手当の額をもって退職金の額とする。

(弔慰金)

第10条 弔慰金の額は、職員が死亡した日におけるその者の本給月額に100分の400を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給制限)

第11条 退職手当は、次の各号の1に該当する場合には、支給しない。

- 一 職員が勤続6月未満で退職し、又は解雇された場合
 - 二 職員が刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職し、又は解雇された場合、ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときを除く
- 2 退職した職員に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(遺族の範囲及び順位)

第12条 第4条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届け出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(退職手当の支給方法)

第13条 退職手当は、法令等に基づいて控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。

2 退職手当は、やむを得ない特別の事情がある場合を除き、支給事由が発生した日から1月以内に支給する。

(端数の処理)

第14条 この規程により算定した退職手当の額に、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(改正)

第15条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年9月28日から適用する。

平成25年4月1日 一部改正

平成29年5月30日 一部改正